

# 神戸市スマートシティ推進支援業務の委託にかかる公募要領

## 1. 業務の名称

神戸市スマートシティ推進支援業務

## 2. 業務の目的

人口減少や少子高齢化の急速な進展にともなう地域課題、多発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症など様々な社会課題に直面する中で、今後、ますます深刻化、複雑化していく諸課題を、データやデジタル技術の活用を通じて、「地域課題の解決」「地域コミュニティの再構築」に取り組んでいく必要がある。また、グローバル化や新型コロナ危機を契機とした人々の生活様式の大きな変容による「働き方」、「暮らし方」の意識、価値観の多様化へ対応した市民生活の質（Quality Of LIFE）の向上を図っていくことが必要である。

このため、本市が有するデータのみならず、市民や企業、アカデミアなど市政に関わる様々なステークホルダーが有するデータを連携させ、分野横断でのデータ利活用を可能とする基盤を構築するとともに、様々な主体がデジタルで繋がることによる地域コミュニティの再構築や、市民、企業、行政の共創によるまちづくりを進めていく。

豊かな自然環境、国際性や多様性、芸術文化といった神戸の強みを磨き、活かし、神戸のまちの力である「人に優しく、人を大切にする」という気風を大事にしながら、市民と行政、事業者がともに共創し、戦災や震災、自然災害など多くの難局を乗り越え、再起してきたまちとしての底力を発揮し、世界に貢献していく人間中心のスマートシティ「Human × Smart City KOBE」を、本業務を通じて実現することを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日

## 4. 業務内容

別紙、業務委託仕様書による

## 5. 委託予定額(上限)

75,000,000円（税込み）

## 6. 応募資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者。

(1)単体の場合 次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ①平成31年度及び令和2年度神戸市契約規則第3条及び第3条の2の規定による指名競争入札参加者の資格を得ていること。
- ②神戸市内の本社または事業所（グループ会社を含む）に、当該委託業務に関する計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な組織、人員、設備等を有していること。
- ③企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を本市との間で直接契約等できる団体であること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づき指名停止を受けていないこと。

- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
  - ⑦神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
  - ⑧暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
  - ⑨データ処理その他情報処理を行うときには、この契約の履行に関し、「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ 掲載）を遵守すること。
  - ⑩都道府県、政令指定都市又は中核市でデータ連携基盤システムを導入した経験をもつこと、もしくはこれと同等の能力を認める実績がある企業等であること。
- (2) 複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合  
主たる構成員（代表団体）が、上記1～8に掲げる要件をすべて満たしていること。

## 7. 業務履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
- (3) 業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。

## 8. 選定スケジュール

公募要領の公表：	令和3年6月 1日(火)
参加意思の表明：	令和3年6月 8日(火)17時まで（電子メール）
質問事項の提出：	令和3年6月 8日(火)17時まで（電子メール）
質問事項への回答：	令和3年6月15日(火)（電子メール）
提案提出期限：	令和3年6月28日(月)17時まで（持参又は郵送のときは必着）
事業者選定：	令和3年7月上旬
契約締結：	令和3年7月中旬

## 9. 提出書類

- (1) 提案申請書（様式1）
  - (2) 企画提案書（様式の定めはないが、下記の事項については必ず記載すること。なお、下記以外の事項に関する提案については場合によって審査上の加点事項とする。）
    - ① 全体スケジュール案
    - ② 事業実施体制
    - ③ 事業遂行手法
    - ④ 会社としてのマネジメント実績に加え、「プロジェクトマネージャー」に関する実績、略歴（氏名）や能力、また本事業における具体的な機能を明記すること
  - (3) 企業、団体等の概要がわかる資料（設立趣旨、事業内容）
  - (4) 見積額調書（様式2）及びその明細書（様式自由） ※厳封のうえ提出すること。
  - (5) 共同企業体結成届出書（様式3）
- ※（2）の企画提案書はデータ及び印刷物5部提出すること（それ以外は原本1部提出すること）。
- ※（5）の共同企業体結成届出書は共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。

## 10. 参加意思の表明・質問方法

当該公募事業に参加意思のある場合および提案にあたって質問事項のある場合は、電子メールによ

り、下記 13 まで送信すること。応募者間の公平を確保するため、参加意思の表明のあったすべての事業者に対し、質問内容と回答内容を報告する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

## 11. 事業者の選定

### (1) 提案審査会の開催

応募者が提出した企画提案書に基づき、神戸市役所内にて審査を実施する。企画提案書に関するヒアリングは、必要に応じて実施する場合がある。

### (2) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		評価基準	配点
実施内容	提案内容	提案内容の着眼点、構成が優れているか。	20 点
		提案内容を裏付ける具体的な根拠の提示や論理構築がなされているか。工程の妥当性が確保されているか。	20 点
	業務内容及び内容の理解度	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、方向性が的確かどうか。	20 点
実施体制	人員及び実績	本業務を確実に遂行するために、管理責任者及び担当者が十分に配置されており、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	20 点
価格	整備費用	他の提案者との価格競争における優位性を有しているか。整備費用・運用費用とも、下記の式により算出。	5 点
	運用費用	<算出式> (全応募者のうち最も低い提案価格) / (当該応募者の提案価格) × 5	5 点
地域性		提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか。	10 点

### (3) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、提案審査会が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 提案審査会委員は、応募者が企画提案書に基づき実施するプレゼンテーションの内容に対する審査を必要に応じて行う。なお、提案審査会は令和 3 年 7 月上旬に神戸市役所内にて実施する予定。※開催形式含め、応募者に別途連絡
- ③ 提案審査会委員は、「(2) 評価基準」に沿って、100 点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点を評価点とする。評価点が最も高い応募者を、委託候補者とする。  
※ただし、評価点が 60 点未満の場合は委託候補者として選定しない。
- ④ 審査の結果、平均点が最も高い応募者が複数あった場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い応募者を、委託候補者とする。すべての評価基準の点数が同数の場合は、くじ引きにより決定する。
  - ・「提案内容」の点数
  - ・「人員及び実績」の点数
  - ・「業務内容及び内容の理解度」の点数
- ⑤ 提案審査会の委員名は、公表しない。

### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 提案審査会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

- ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) その他

- ① 事業者選定にあたっては、提案事業者名を伏せた上で、提案内容について神戸市職員により評価を行い選定する。
- ② 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。なお、協議が整わない場合は、評点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。
- ③ 提案事業者が1社であった場合には、評点が60点以上であれば業務委託候補者とする。
- ④ 採用決定の結果については、採否の如何を問わず応募を行った提案事業者に文書（電子メール）で連絡を行う。

## 12. その他

- (1) 提案書には企業（団体）名または企業（団体）が特定できるロゴ等を記載しないこと。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず、返却しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった企業等の名称・審査結果を含む）は神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承のうえ提出すること。
- (3) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。
- (4) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された提案書は、提出者に無断で使用することはない。
- (6) 本件に関する問い合わせは、下記13で受け付ける。

## 13. 問い合わせ・提案書送付先

住所 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館12階）

神戸市企画調整局つなぐラボ 担当：安保・山下

電話 078-322-6462 FAX 078-322-6051

電子メールアドレス [besmarkobe@office.city.kobe.lg.jp](mailto:besmarkobe@office.city.kobe.lg.jp)

（以上）